

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公印省略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
広-I-025	令和7年度防衛省Meetingの動画作成 役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自: 契約締結日 至: 令和8年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）
3. 入札日時 令和7年12月25日(木)（10:30）
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。
(別紙参照)
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、
11. その他
(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
(4) この一般競争に参加を希望するものは、適合条件を満たすことを証明する書類を令和7年12月19日（金）12:00までに提出しなければならない。
(5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、

「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和7年 12月 23日（火）までに、下記担当者必着分を有効とする。

- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を
持参すること。
受付時間 9:30~18:15（12:00~13:00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 河野 電話 03-3268-3111 内線20822

適合条件

1 条件

(1) 官公庁（本省庁）からの依頼に基づき、30分程度のインタビュー動画を撮影・編集し、契約相手方が運営するYouTubeチャンネルにおいて配信した実績を有すること。

(2) 令和7年11月時点において、チャンネル登録者数350万人以上を有するYouTubeチャンネルを運営していること。

2 提出書類

1の条件を満たすことを示す資料（形式は任意であるが、条件（1）については依頼元の機関名、作成した動画名、概要、視聴回数等を記載すること。条件（2）については、YouTubeチャンネル登録者数及びYouTubeアカウント管理画面のキャプチャ等自身の運営しているチャンネルであることを証明できる事項を記載すること）。

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日の17時15分までとする。また、提出した書類について、虚偽がないものとする。官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された資料等を審査の結果、当該条件を満たすと認められた者に限り入札の対象とする。

3 提出部数

1部

4 提出期限

12月19日（金）1200

仕 様 書		
件 名	令和7年度防衛省 Meeting の動画作成役務	作 成 年 月 日
		令和7年12月
		大臣官房広報課

1 総 則

この仕様書は、令和7年度防衛省 Meeting の動画作成役務について規定する。

2 目 的

防衛省・自衛隊は、国家安全保障戦略等に基づき、防衛力の抜本的強化に取り組んでいるところ、本取組をさらに効果的に情報発信をするため、主として一般に防衛政策等に関心が薄いとされる若年層対し高い発信力が見込める動画を作成し、防衛力の抜本的強化に関する国民の理解向上を図る。

3 業務実施内容

契約相手方は、以下の各項に規定する内容について官側と密接に調整を図り業務を実施するものとする。

(1) 業務実施体制及びスケジュールの提出

ア 契約相手方の体制は、以下に示す条件を満たすこと。

(ア) 契約内容の確実な履行、業務従事者の指揮監督及び関係部署との連絡調整について統括できる者として業務管理責任者を1名指定し、契約締結後速やかに官側に通知する。

(イ) 業務実施体制は、4(1)に示す実績を有するディレクター等で構成すること。

イ 官側と業務内容等の認識をすり合わせた上で、業務進行スケジュールを作成し、速やかに官側へ提出する。

(2) 企画・演出の提案

官側が示すテーマに対して、一般に防衛政策等に関心が薄いとされる若年層でも視聴できる動画となるよう、構成・台本・キャスティング等の動画全般の企画について動画作成における専門的見地から提案する。調整においては官側の要望を十分に聞き入れ企画に反映すること。企画内容は官側と協議の上、決定する。

(3) 会場及び設備・機材の確保

ア 動画の撮影を実施するスタジオ等について撮影に必要な日程を確保する。確保する日程については官側と調整する。決定に際し契約相手方は、以下(ア)～(イ)のすべてに合致するスタジオの候補を提案すること。撮影スタジオを確保する日程に関しては、省側出演者の予定変更にも対応すること。

(ア) 出演者2～3名程度が並んで座っても問題なく映像に収まる広さを有する

(イ) 配信時に背景合成は行わないため、イに示す調度品等と調和のとれた背景壁面又は室内を有している

イ 撮影設備・機材

出演者用テーブル、椅子、照明機器、撮影用カメラ(複数台)、ピンマイク等の音響設備、映像・音声・その他資料等を出演者及びスタッフ等がその場で確認するために必要な機材(返しモニター等)、出演者に提示するカンペ及び視聴者にカジュアルな印象を与える調度品等を備えること。

ウ 防衛省関係者用控室

防衛省関係者用控室として、スタジオと同じフロアに、5名以上を収容できる部屋を用意する。控室には、5名が使用できるサイズのテーブル及び椅子を用意する。

(4) 動画サムネイルの作成

動画やイラスト及びテロップ等を用いて、テーマに相応しく、若年層等の興味を引く動画サムネイルを作成し、電子データにより官側へ提出する。

(5) 撮 影

ア スタジオ内に、業務管理責任者、本動画を円滑に撮影するために必要な人数の撮影スタッフを配置する。また、撮影当日、現場において撮影スタッフを統率しつつ、官側と密にコミュニケーションをとり、要望等を現場で調整するディレクター等を1名以上配置すること。なお、当該ディレクターと業務管理責任者は兼務することができる。

イ 不測事態発生を極限するため、撮影に必要な機材の点検、操作、保守業務等を予め行うこととし、不測の事態にも対応できるよう機材等のバックアップ等の準備を行う。また、リハーサル等の準備を入念に実施する。

ウ 撮影は、スタジオにおいて出演者（2～3名程度）が対談等を行う様子を撮影する。

エ 以下（ア）（イ）の動画出演者各1名を手配すること。

（ア） MC

司会進行だけでなくその他出演者から話題を引き出す者とし、オンライントーク番組（イベント）でMC等の経験を有する者を選定し、官側へ2名以上の候補を提案する。

（イ） ゲスト出演者

若年層が親近感を持つ者を選定し、官側へ2名以上の候補を提案する。

(6) 動画の作成

ア 動画は、以下（ア）～（イ）の2種類を作成し、官側へ提出する。

（ア）本編（30分程度を基準）1本

（イ）（ア）のダイジェスト映像（1分程度を基準）1本

イ 契約相手方は、撮影終了後、速やかに編集作業に入ること。この際、事前に協議した台本等に基づき仮編集した動画を提供し官側への確認を仰ぐ等、動画作成の過程において官側と認識の齟齬が発生しないよう結節を設け確認を得ること。

ウ 動画は、一般に防衛政策等に関心が薄いとされる若年層も興味を引く動画となるような構成や音楽、テロップ（字幕）、演出となるよう創意工夫し編集すること。

エ 動画内で使用する楽曲やイメージ映像等の著作物については、著作権等の権利関係の問題が発生しないよう、契約相手方の責任において必要な手続き等の処置を行うこと。

オ 完成した動画は令和8年3月31日までに契約相手方が運営するYouTubeチャンネルで配信する。なお、掲載期間は無期限とする。

カ 本業務において制作した動画について、下記（ア）～（イ）の媒体において無償での二次利用を可能とすること。

（ア）官側もしくは官側が指定する者が作成・運営するウェブサイト、SNS

（イ）イベントもしくは展示会等でのディスプレイ

キ その他の条件等については、官側と協議の上、決定することとする。

4 契約相手方の要件

- (1) 官公庁（本省庁）からの依頼に基づき、30分程度のインタビュー動画を撮影・編集し、契約相手方が運営するYouTubeチャンネルにおいて配信した実績を有すること。
- (2) 令和7年11月時点において、チャンネル登録者数350万人以上を有するYouTubeチャンネルを運営していること。

5 提出書類

提出書類は、以下のとおり提出すること。なお、電子データの提出に際し、DVD-R等の物理メディアを用いる場合は、契約相手方が用意すること。

	項目	内容	媒体	数量	提出期限
1	業務実施体制及びスケジュール	3（1）	電子データ	各1	契約後速やかに
2	サムネイル	3（4）		各1	令和8年3月31日
3	ダイジェスト映像	3（6）		各1	令和8年3月31日
4	本編動画	3（6）		各1	令和8年3月31日

6 役務実施に当たっての留意事項

本事業が防衛省の委託により実施される事業であることを十分に踏まえ、契約相手方は、その遂行に当たり、防衛省の指示・監督に従い実施すること。

7 情報保全

契約相手方は、この業務の履行に当たり知り得た事項について守秘義務を負い、その効力は契約終了後も継続すること。

8 その他の指示事項

(1) 貸付品

契約相手方は、役務の実施に必要な官側の保有する資料等について、官側と協議の上、無償で借受け又は閲覧することができる。

(2) 官側における支援

契約相手方は、役務の実施に当たり官側の支援を必要とする場合には、官側と調整の上、官側が必要と認めた事項について無償で支援を受けることができる。

(3) 著作権

ア 納品物に関する知的財産権については、著作権者人格権を除き、著作権、所有権を含む一切の権利（著作権については著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、官側に移転するものとする。また、著作権者人格権を行使しないこと。

イ 第三者が権利を有する著作物（写真、映像、音楽等）を使用する場合には、契約相手方は原著作権者等の著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して一切の手続を契約相手方において行うものとする。

ウ 第三者との間で著作権、肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら官側の責に帰す場合を除き、契約相手方は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

(4) 第三者の従事

契約相手方は、この役務に第三者を従事させる必要がある場合には、あらかじめ当該

第三者の事業者名等を官側に届け出なければならない。

(5) 国等による環境物品等の調達に関する法律等の遵守

本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和7年1月28日閣議決定）」の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

(6) 役務完了の確認

契約相手方は、役務完了時、防衛省大臣官房広報課支出負担行為担当官補助者の確認を受けるものとする。

(7) その他留意事項

この仕様書に疑義が生じた場合、支出負担行為担当官等と協議すること。

9 検査

検査については、本仕様書に基づき、支出負担行為担当官補助者等が実施する。

適合条件

1 条件

- (1) 官公庁（本省庁）からの依頼に基づき、30分程度のインタビュー動画を撮影・編集し、契約相手方が運営するYouTubeチャンネルにおいて配信した実績を有すること。
- (2) 令和7年11月時点において、チャンネル登録者数350万人以上を有するYouTubeチャンネルを運営していること。

2 提出書類

1の条件を満たすことを示す資料（形式は任意であるが、条件（1）については依頼元の機関名、作成した動画名、概要、視聴回数等を記載すること。条件（2）については、YouTubeチャンネル登録者数及びYouTubeアカウント管理画面のキャプチャ等自身の運営しているチャンネルであることを証明できる事項を記載すること）。

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日の17時15分までとする。また、提出した書類について、虚偽がないものとする。官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された資料等を審査の結果、当該条件を満たすと認められた者に限り入札の対象とする。

3 提出部数

1部

4 提出期限

12月19日（金）1200